

山梨県公報

第一千四百四十九号

平成二十三年

七月七日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更……………

四三三

公告

一般競争入札について……………

四三三

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………

四二五

職業訓練指導員試験の実施……………

四二五

都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議……………

四二七

正誤

平成二十三年六月十五日付号外第五十四号中……………

四二八

告示

山梨県告示第二百七十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所において、この告示の日から平成二十三年七月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月七日

山梨県知事

横

内

正

明

一 道路の種類 県道

二 路線名 上野原丹波山線

三 道路の区域

区	問	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

公告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年七月七日

山梨県知事

横

内

正

明

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

財務会計システム用サーバ機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成二十四年一月一日から平成二十八年十二月三十一日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百七十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十三年山梨県告示第六十九号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

上野原市桐原字腰越九三三八番の一地先から		旧	八三・一
上野原市桐原字腰越九三三九番の一地先まで		新	八三・一
			九・三丁
			二二・八
			一一・二丁
			二四・二

二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一

山梨県企画県民部情報政策課 情報システム管理担当

電話〇五五 二二三 一四一七

2 入札説明書の交付方法

この公告の日の翌日から平成二十三年七月十九日（火）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時まで三の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に三の1の場所に電話連絡すること。

3 入札参加資格申請書の提出方法

平成二十三年七月八日（金）から平成二十三年七月二十日（水）までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に持参すること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十三年八月十七日（水）午後二時 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一 山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

平成二十三年八月十六日（火）午後五時までに山梨県企画県民部情報政策課情報システム管理担当（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一）に到着すること。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切

り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 契約書作成の要否

要

5 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約を解除することができる。

6 その他

落札者が契約締結までの間に「一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなつた場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は入札説明書によ

№。 Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required:
Computer equipment for Yamanaashi Prefectural Financial Accounting System 1 set
- 2 Date and time of the tendering and bid opening:
August 17, 2011 2:00PM
- 3 Bureau in charge:
Information System Management Section, Information Policy Division, Planning and Resident Life Department, Yamanaashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi, Kofu, Yamanaashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1417

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年六月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
- 1 名称 特定非営利活動法人日本松涛館空手道連盟
- 2 代表者の氏名 タモン ベンバ
- 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町一万百二十六番地五
- 4 定款に記載された目的
この法人は、空手道を志す全世界の青少年に対して、空手道を通じた心身の健康促進と世界恒久平和の礎となる国際交流に関する事業を行い、子どもの健全育成とスポーツの振興に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十三年六月二十八日から同年八月二十七日まで

● 職業訓練指導員試験の実施
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条に規定する職業訓練指

導員試験を次のとおり実施する。
平成二十三年七月七日 山梨県知事 横 内 正 明

- 一 試験を実施する職種及び試験科目
1 次の職種について学科試験を行う。
機械科、電子科
- 2 試験の科目は、次のとおりとする。

免許 職種	学 科 試 験 の 科 目	
	関 連 学 科	指 導 方 法
機械科	一 系基礎学科 1 機械工学（機械要素、機構と運動） 2 材料（材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤） 3 工作法（NC工作法、機械工作法、シグ、工具） 4 測定法（測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 加工法（切削加工法、研削加工法、金属工作法、精密加工法） 2 機械製図（機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション）	一 職業訓練原理 二 教科指導方法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規
電子科	一 系基礎学科 1 電気理論（電気磁気学、直流及び交流理論） 2 電子工学（デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法） 3 電気・電子機器（電気機器、電子機器） 4 材料（電気材料、電子部品） 5 安全衛生（安全管理、衛生管理） 二 専攻学科 1 通信工学（情報理論、通信システム方式、伝	

<p>送工学、通信処理) 2 機器設備(端末設備、伝送交換設備、ネットワーク) 3 制御工学(制御理論、数値制御、コンピューター制御) 4 工作法(電子機器の組立、修理及び調整法)</p>	<p>3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者(一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者)に対して、指導方法のみの試験を行う。</p>	<p>二 受験資格</p>	<p>1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。 (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定に合格した者 (二) 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者</p>	<p>2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 (一) 成年被後見人又は被保佐人 (二) 禁錮以上の刑に処せられた者 (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者</p>	<p>三 試験の免除</p>	<p>実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="507 156 577 309">免許職種</td> <td data-bbox="507 309 577 801">免除を受けることができる者</td> <td data-bbox="507 801 577 1070">免除の範囲</td> </tr> <tr> <td data-bbox="427 156 497 309">全職種共通</td> <td data-bbox="427 309 497 801">免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者(電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)</td> <td data-bbox="427 801 497 1070">実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科</td> </tr> <tr> <td data-bbox="268 156 418 309">職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td data-bbox="268 309 418 801">免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者</td> <td data-bbox="268 801 418 1070">実技試験の全部</td> </tr> <tr> <td data-bbox="178 156 258 309">職業訓練指導員免許を受けた者</td> <td data-bbox="178 309 258 801">学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基</td> <td data-bbox="178 801 258 1070">学科試験のうち関連学科</td> </tr> </table>	免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲	全職種共通	免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者(電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	職業訓練指導員免許を受けた者	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部	職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基	学科試験のうち関連学科
免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲																	
全職種共通	免許職種に関し、一級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者(電子回路接続及びバルコニー施工を除く。)	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科																	
職業訓練指導員免許を受けた者	免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者	実技試験の全部																	
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基	学科試験のうち関連学科																	
<p>省令別表第十一の三に掲げる免許職</p>	<p>省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者</p>	<p>省令別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる試験</p>	<p>学校教育法昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学又は同法第一百五十五条に規定する高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者</p>	<p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p>	<p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法</p>	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)</p>		

種

四 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十三年九月二十二日(木) 午前九時

2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校

五 受験手続

1 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚(申請日前六月以内に撮影した正面脱帽、上半身像で縦四センチメートル、横三センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票(控)に貼り付けること。)及び受験資格を有することを証明する書類

2 試験の免除申請

試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。

3 申請書類の提出先

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県産業労働部産業人材課(郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。)

4 申請書類の受付期間

平成二十三年七月十三日(水)から同月二十七日(水)まで。ただし、郵送の場合は平成二十三年七月二十七日までの消印のあるものを有効とする。

5 受験手数料

三千円(職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

6 受験票の交付

受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。

六 合否判定の基準

1 学科試験の指導方法、系基礎学科及び専攻学科のすべてについて満点の六割以上の得点があり、かつ、学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合は、合格とする。

2 学科試験のうち指導方法について満点の六割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、指導方法に限り合格とする。

3 学科試験のうち、系基礎学科又は専攻学科について満点の六割以上の得点があり、かつ、当該学科の科目のすべてについて満点の五割以上の得点がある場合(1に該当する場合を除く。)は、当該学科に限り合格とする。

七 合格発表

平成二十三年十月十七日(月)に山梨県庁東側掲示板(スクランブル交差点わき)及び山梨県ホームページに合格者及び一部合格者の受験番号を掲示するとともに受験者に合否を書面で通知する。

八 その他

1 職業訓練指導員試験受験案内及び申請書用紙は、山梨県産業労働部産業人材課、山梨県立産業技術短期大学校、山梨県立の各高等技術専門校及び山梨県立就業支援センターにおいて配布する。

2 受験に関する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受験票をもって通知する。

3 試験についての不明な点は、山梨県産業労働部産業人材課(甲府市丸の内一丁目六番一号(電話〇五五 二二三 一五六六))に問い合わせること。

● 都市公園法に基づく兼用工作物の管理方法の協議

都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第五条の二第一項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部都市計画課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。
平成二十三年七月七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 都市公園の名称 山梨県富士北麓公園

二 兼用工作物の名称又は種類 富士吉田市道横町熊穴線

三 兼用工作物の位置 富士吉田市長吉田字立石四千九百十六の五地先から四千九百六十八の二地先まで

四 管理を行う者の氏名及び所在地

1 氏名 道路管理者 富士吉田市長 堀内茂

2 所在位置 富士吉田市長吉田千八百四十二番地

- 五 管理の内容 兼用工作物の維持及び修繕
- 六 管理の期間 平成二十三年七月七日から道路施設を廃止するとき又は都市公園の供用を廃止するときまで

正 誤

平成二十三年六月十五日選挙管理委員会告示第五十二号「政治団体の名称等の届出（政治資金規制法第七条による届出届出事項の異動届の表中、「兵頭顕司」は、「兵道顕司」の誤り。
政治資金規制法第十七条第一項による届出政治団体解散届の表中、「木村清郎」は、「木村靖郎」の誤り。